4　一方の締約国の企業が、他方の締約国内のある場所で乗せ、又は積み込み、かつ、当該他方の締約国内の他の場所で降ろし、又は取り卸す旅客又は物品の船舶又は航空機による運送によって取得する利得については、1の規定は、適用しない。この場合には、前条又は第十四条の規定を適用する。

5　1から4までの規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによって取得する利得についても、適用する。

第九条　関連企業

1　次のいずれかに該当する場合であって、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となったとみられる利得であってその条件のために当該一方の企業の利得とならなかったものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

(a)　一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

(b)　同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

2　一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となったとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。ただし、当該一方の締約国により行われた調整が1に定める原則に照らして、かつ、その原則に基づいて算定された額に関して正当なものであることについて、当該他方の締約国の権限のある当局が同意する場合に限る。この調整に当たっては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

3　締約国は、1に規定する状況において、当該締約国の法令に規定する期間制限が満了した後は、企業の利得の更正をしてはならず、かつ、当該期間制限が満了したか否かにかかわらず、1に規定する条件がないとしたならば当該企業の利得として更正の対象となったとみられる利得に係る課税年度の終了時から十年を経過した後は、当該利得の更正をしてはならない。この3の規定は、不正に租税を免れた利得については、適用しない。

第十条　配当

1　一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　1に規定する配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a)　当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権の二十五パーセント以上を直接に所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント

(b)　その他の全ての場合には、当該配当の額の十五パーセント

この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3　2の規定にかかわらず、1に規定する配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる一方の締約国においては、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である年金基金である場合には、租税を課することができない。ただし、当該配当が、当該年金基金が事業を遂行することにより又は関連企業を通じて取得されたものでない場合に限る。

4　2及び3の規定は、チリにおいて納付される追加税の適用を制限するものではない。

5　この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の権利から生ずる所得であって分配を行う法人が居住者とされる締約国の租税に関する法令上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

6　1から4までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7　一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内において利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設又は固定的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条　利子

1　一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　1に規定する利子に対しては、当該利子が生じた一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a)　当該利子の受益者が次のいずれかに該当する場合には、当該利子の額の四パーセント

(i)　銀行

(ii)　保険会社

(iii)　関連しない者との取引に係る貸金業又は金融業を継続して営むことによって実質的に総所得を取得する企業（当該利子を支払う者と関連しないものに限る。）。この(iii)の規定の適用上、「貸金業又は金融業」には、信用状の発行、保証の提供及びクレジット・カードのサービスの提供に関する事業を含む。

(iv)　機械又は設備を販売した企業（信用供与による当該機械又は設備の販売の一環として生じた債権に関して当該利子が支払われる場合に限る。）

(v)　(i)から(iv)までに掲げるもの以外の企業で、当該利子の支払が行われる課税年度の直前の三課税年度において、その負債の五十パーセントを超える部分が金融市場において発行された債券又は有利子預金から成り、かつ、その資産の五十パーセントを超える部分が当該企業と関連しない者に対する信用に係る債権から成るもの

(b)　その他の場合には、当該利子の額の十パーセント

(a)の規定の適用上、企業は、ある者と第九条1(a)又は(b)に規定する関係を有しない場合には、当該者と関連しないものとする。

3　第二十九条2の規定に従って2の規定が適用されることとなる日から二年の期間については、2(b)に規定する率に代えて十五パーセントの率を適用する。

4　2(a)の規定にかかわらず、同規定に規定する利子がバックトゥバック融資に関する取決めその他これと経済的に同等の取決めであってバックトゥバック融資に関する取決めに類似する効果を有することを目的とするものの一部として支払われる場合には、当該利子に対しては、当該利子が生じた締約国において租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。